

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年9月24日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：21件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	循環水系配管用硫酸第一鉄注入装置フラッシング弁上流側配管のフランジ接続部より水のリーク（鉛筆の芯1本程度）が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
2	2号機	屋外に設置されている硫酸貯槽出口弁及び苛性ソーダ貯槽第三ドレン弁の点検において、操作ハンドルに弁棒との固着（錆付き）が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
3	2号機	主蒸気系ドレン流入配管と原子炉建屋機器ドレンサンプ（B）の蓋の接続部より水のリーク（約345cc、放射エネルギー：約1.9ベクレル）が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
4	2号機	ほう酸水注入系ポンプエリアの薬液ドレンファンネルに詰まりが認められたため、当該ファンネルを点検・清掃	GⅢ	
5	2号機	第25保全サイクル用保全計画書の「点検計画」において、検査名に誤記が認められたため、「点検計画」を訂正及び対応検討	GⅡ	
6	2号機	廃棄物処理建屋大物搬入口上部に敷設されている雨水排水配管より雨水のリーク（床面に約15リットル、汚染なし）が認められたため、当該配管を点検・修理	GⅢ	
7	2号機	タービン建屋2階北西エリアの天井部より雨水の浸入（床面に約2.5リットル、汚染なし）が認められたため、当該天井部を点検・修理	GⅢ	
8	2号機	タービン建屋東側屋外の硫酸・苛性タンク東側の地面に陥没箇所（縦：約2m、横：約2m、深さ：約3m）が認められたため、原因調査及び対応検討	GⅡ	
9	2号機	タービン建屋2階北西側に設置されているシャッタ南側の天井部より雨水の浸入（床面に約150cc、汚染なし）が認められたため、当該天井部を点検・修理	GⅢ	
10	3号機	クラス1機器供用期間中検査の漏えい検査成績書において、原子炉圧力容器最低使用温度値に誤記が認められたため、対応検討（JNES指摘事項）尚、当該温度値の誤記については、温度計測記録より当該漏えい検査の結果に影響を及ぼすものではないことを確認済	GⅡ	
11	3号機	プラント起動に伴う主タービン定格回転数（1500rpm）到達時の負荷設定値が、通常値に比較的高い値を示していることが認められたため、負荷設定値を再調整	GⅡ	
12	3号機	タービン建屋所内ボイラ室内に敷設されている加熱蒸気系配管の天井貫通部より雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
13	4号機	残留熱除去系熱交換器（B）の海水復水差圧制御器に動作不良が認められたため、原因調査及び対応検討	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	5号機	所内ボイラ（B）の起動操作時、点火バーナーの失火により、自動停止したため、当該バーナーを点検・清掃	G III	
15	5号機	サービス建屋及びコントロール建屋空調機室への入口扉開閉用ハンドルに開閉操作不可が認められたため、当該ハンドルを点検・修理	G III	
16	5号機	非常用ディーゼル発電機（B）補機冷却海水系ポンプ（C）の出口ストレーナ（A）室上蓋吊上げ用具（2箇所中、1箇所）に破損が認められたため、当該金具を修理	G III	
17	6号機	残留熱除去系（A）テスト運転用配管のオリフィスフランジ部に締付けナットの外れ（20箇所中、1箇所）が認められたため、当該ナットを取付	G III	
18	6号機	原子炉建屋換気空調系給気ファン（B）入口弁の点検において、錆の噛み込み等による動作不良が認められたため、当該弁を修理	G III	
19	6号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（34-51・30-31・46-31）における制御棒駆動時間調整において、調整不可の事象が認められたため、原因調査及び対応検討	G III	
20	6号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（38-19）の充填水入口弁に操作ハンドル固定用ナットの外れ及びシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
21	その他	水処理設備硫酸貯槽用レベル指示計に指示値不良（オーバースケール）が認められたため、当該レベル指示計を点検・修理	G III	